

# 10月3日(月)から証明書のコンビニ交付を始めます

マイナンバーカードをお持ちの人を対象に、10月3日(月)からコンビニエンスストア等のマルチコピー機(多機能端末機)で住民票の写し等の各種証明書を交付します。



**便利** 市役所の閉庁時間でも全国のコンビニ等で証明書を取得することが出来ます(一部の証明書を除く)。

**簡単** コンビニ店舗等に設置されているマルチコピー機に交付の手順が表示されるので、画面の案内にしたがって簡単に操作が出来ます。

**安全** 画面操作、支払い、交付まで一貫してマルチコピー機で行うため、他人の目に触れることなく手続きが出来ます。また、個人情報漏えい防止対策として、市とマルチコピー機との通信は専用

セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートの各コンビニエンスストアの店舗や一部のショッピングセンターでコンビニ交付対応のマルチコピー機が設置されています。取得できる証明書と利用時間は、下の表のとおりです。

## Q & A

**Q** コンビニで証明書交付サービスを利用するには何が必要ですか？

**A** 利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。住民基本台帳カードを持っていないのですか？

**Q** コンビニで証明書交付サービスをご利用いただくことはできません。コンビニで交付される証明書と市役所窓口で交付される証明書は同じものですか？

**A** 印刷される用紙(コンビニは普通紙、市役所

## ●取得できる証明書と利用時間

証明書の種類(※1)	交付できる時間(※2)	手数料	取得できる人(※3)
住民票の写し	土・日・祝日を含む 午前6時30分～午後11時	300円	本人または同一世帯の人 (八幡市に住民登録がある人)
住民票記載事項証明書			本人(八幡市で印鑑登録をしている人)
印鑑登録証明書		450円	本人または同じ戸籍にある人(※4)
戸籍事項証明書	平日 午前9時～午後5時15分	300円	本人または本籍地がある人 (八幡市に本籍地がある人)
戸籍の附票の写し			

- ※1 最新の証明書のみ取得できます。住民票除票や古い戸籍などは取得できません。また、戸籍の届け出や住民異動の届け出がされている場合は、一時的に証明書を交付できないことがあります。
- ※2 年末年始(12月29日～1月3日)とシステムメンテナンス日は利用できません。
- ※3 15歳未満の人、または成年被後見人の人は取得できません。
- ※4 八幡市外に住民登録されていて、八幡市に本籍地がある人も、マイナンバーカードを使って戸籍事項証明書を取得することができます。ただし、事前に利用登録申請の手続きが必要となります。(八幡市に住民登録があり、かつ、八幡市に本籍地がある人は利用登録申請の必要はありません)

◆問い合わせ 市民課

## 所得が公的年金だけで、市・府民税の年税額が6万円の場合

### ▶初年度の年金特別徴収

徴収方法	納付書などで納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	1期分(6月末)	2期分(8月末)	10月	12月	2月
時 期					
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の4分の1ずつをこれまでどおり納め、10月、12月、2月は年税額の6分の1ずつを年金から引き落としします。

### ▶2年目以降の年金特別徴収

【平成29年度から仮徴収の算出方法を改正】

徴収方法	年金から引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
1回分の算出方法	現行 前年度2月の税額と同額			改正 (前年度分の年税額÷2)÷3		
	(年税額-仮徴収)÷3					

改正により4月、6月、8月は、前年度分の年税額の2分の1を3分の1ずつ年金から引き落としします(仮徴収)。10月、12月、2月は、年税額から仮徴収を差し引いた残りの税額を3分の1ずつ引き落としします(本徴収)。

## 10月1日(土) レンタサイクル館をオープン

レンタサイクルをより便利に利用していただくため、京阪八幡市駅改札前に10月1日(土)、レンタサイクル館—写真—を開設します。市内散策の交通手段として、個人でもグループでもご利用ください。

- ▶利用料 1日1回500円。(保証金500円別途要、自転車返却時に返金)
  - ▶受付場所(返却可) 八幡市駅前観光案内所、松花堂庭園、四季彩館
  - ▶利用時間 午前9時～午後4時30分(四季彩館のみ午前10時～)
- ※利用についての詳細は、観光協会(☎981-1141)へ。  
◆問い合わせ 商工観光課



## 公的年金から市・府民税を徴収

### (年金特別徴収)

年金特別徴収とは、65歳以上の人の公的年金に係る市・府民税を年金支給時(年6回)に年金から引き落とし、市に納付する制度です。

### ▼特別徴収の初年度

10月から新たに年金特別徴収の対象となる人(4月1日現在65歳以上で、介護保険料が年金特別徴収となっている人)は、【表1】のとおり、年金に係る市・府民税の年税額のうち1期・2期を今までどおり納付書または口座振替で納め

### ▼2年目以降は

8月まで仮徴収

2年目以降は、4月、6月、8月の税額は、仮徴収し、6月にその年度の市・府民税額が算定されたら、年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの税額

年金特別徴収とは、65歳以上の人の公的年金に係る市・府民税を年金支給時(年6回)に年金から引き落とし、市に納付する制度です。

この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税の税率や税額が変わることはありません。

これを、【表2】のとおり平成29年度の仮徴収税額から、前年度の公的年金に係る年税額の2分の1を4月、6月、8月の3回に分けて徴収することになります。

◆特別徴収が中止になる場合  
次の①から⑤のいずれかに該当する場合には特別徴収が中止され、納付書か口座振替による納付(普通徴収)に変更となります。  
①介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった  
②年度途中で転出した  
③死亡した  
④税額に変更があった  
⑤1回あたりの特別徴収税額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった

◆特別徴収が中止になる場合  
ただし、年金からの特別徴収中止処理までに時間がかかるため、中止の時期により、特別徴収される場合がありますが、特別徴収された税額は、後日還付されますので、ご承願います。  
※④については、一定の要件の下、特別徴収が継続されます。

◆特別徴収が中止になる場合  
◆特別徴収が中止になる場合  
◆特別徴収が中止になる場合